

下記の業務について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和7年8月15日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度ウェルビーイング先進事例等視察に係る手配業務委託
- (2) 業務内容 フィンランド及びスイスにおけるガイド、交通手段等の手配及び連絡調整に関する業務等
- (3) 業務期間 契約日から令和8年1月16日まで
- (4) 担当部局 企画部企画課

2 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「イベント」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 入札の公告の日から開札の日までの間に、静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 第1種から第3種までのいずれかの旅行業の登録を受けていること。ただし、総合旅行業務取扱管理者を選任する営業所に限る。
- (6) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

本入札に参加を希望する者は、2に掲げる事項を証明する書類（入札説明書に定めた提出書類）を、郵送の場合は、令和7年8月22日（金）必着、直接持参の場合は令和7年8月25日（月）正午までに4③に提出しなければならない。

4 入札説明書の配布期間、配布場所及び担当部局

(1) 配布期間

公告の日から令和7年8月25日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書の配布場所

担当部局で直接交付する。また静岡県企画課ホームページに掲載する。

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040979/1011488.html>)

(3) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館3階 静岡県企画部企画課
電話 054 (221) 3285

5 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和7年9月2日（火）午前9時30分

(2) 入札執行場所

静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館2階第1会議室C

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を満たしていない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は令和7年度ウェルビーイング先進事例等視察に係る手配業務委託契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) 落札者は、県と契約締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

また、委託業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、

全ての下請業者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、県にその写しを提出すること。